浅口市から **転　出** される方へ

令和8年4月1日改訂



◎ 届出期間　　転出日　前後**14**日

◎ 必要なもの　　来庁者の本人確認書類
（マイナンバーカード（個人番号カード）・運転免許証・資格確認書など）

手続きの流れ　　浅口市役所　**市民課・金光総合支所・寄島総合支所**　にて転出届を提出
↓
転出証明書　の発行
↓
転入先市町村にて転入手続き（転入日より14日以内）
※郵送やマイナポータルで転出手続きをすることもできます

（市外局番：0865）

浅口市役所　市民課 〒719－0295	岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地	☎44－9042
金光総合支所 〒719－0192	岡山県浅口市金光町占見新田751番地	☎42－7300
寄島総合支所 〒714－0192	岡山県浅口市寄島町16010番地	☎54－5111

◎ 下記の項目に該当がある方は、手続きが必要になります。
※ この他にも手続きが必要になることがありますので、担当課にお問い合わせください。

チェック欄	浅口市での手続き	転入先等での手続き等
□ **印鑑登録** （市民課） ☎44－9042	・ 印鑑登録証（あさくち市民カード）をお返しください。 ※ 転出（予定）日で登録が廃止されます。	・ 必要に応じて印鑑登録の手続きを、転入先で行ってください。
□ **マイナンバーカード（個人番号カード）** （市民課） ☎44－9042	・ カードによる特例転出の手続きができます。国外への転出の場合、カードの国外継続利用ができます。 ※ 転入先で転入手続きを行わず、転出予定日から30日以上経過した場合は、カードは失効します。	・ マイナンバーカード（個人番号カード）を使用して転入手続きをした後に、カードの住所変更の手続きを行ってください。 ※ 暗証番号が必要です。
□ **国民年金** （市民課） ☎44－9042	・ 手続きはありません。 ・ 国外へ転出される方で国民年金に加入中の場合資格は喪失します。引き続き加入を希望する場合は手続きが必要です。	・ 住所変更の手続きが必要な場合がありますので、転入先で確認してください。
□ **国民健康保険** （市民課） ☎44－9042	・ 資格確認書等をお返しください。 ※ 転出日に資格が喪失します。転出後は使用できません。	・ 必要に応じて加入の手続きを、転入先で行ってください。
□ **後期高齢者医療** （市民課） ☎44－9042	・ 資格確認書等をお返しください。 ・ 県外へ転出される方は負担区分等証明書の交付申請を行ってください。	・ 県外へ転出される方は負担区分等証明書を担当課へ提出してください。
□ **税金** （税務課） ☎44－9040	・ 未納の税金のある方は、税務課（本庁1階）でご相談ください。 ・ 国外へ転出される方は、納税管理人を届け出てください。	
□ **原動機付自転車（125cc以下のバイク）小型特殊自動車・ミニカー** （税務課） ☎44－9040	・ 転出に伴い、車両の定置場が市外に変更となる場合は、担当課にお問い合わせください。	・ 転入先の窓口等にご相談ください。126cc以上のバイクは中国運輸局岡山運輸支局(050-5540-2072)へ、三輪・四輪の軽自動車は軽自動車検査協会岡山事務所(050-3816-3084)へお問い合わせください。
□ **犬の登録** （環境課） ☎44－9043	・ 手続きはありません。	・ 浅口市の犬の鑑札を持って、転入先で手続きを行ってください。

裏面もご覧ください。

◎ 下記の項目に該当がある方は、手続きが必要になります。

※ この他にも手続きが必要になることがありますので、担当課にお問い合わせください。

チェック欄	浅口市での手続き	転入先等での手続き等
□ **市営墓地** （環境課） ☎44－9043	・ 対象の方は、手続きを行ってください。 ※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。	
□ **上下水道** （水道課） ☎42－7304	・ 水道・下水道の使用を中止される場合は、中止希望の3～4日前までに届け出てください。届出がない場合、継続して料金が請求されます。 **※ 電話のみでの手続きは受付していません。** **※ 電子申請での手続きができます。**	・ 水道・下水道の使用開始手続きを行ってください。 ※ 詳しくは転入先で確認してください。
□ **障害者医療** （社会福祉課） ☎44－7007	・ 受給資格喪失届を提出し、受給資格証をお返しください。 ※ 転出日から使用できなくなります。	・ 受給資格（者）証の交付手続きを行ってください。 ※ 詳しくは転入先で確認してください。
□ **介護保険** （高齢者支援課） ☎44－7113	・ 被保険者証をお返しください。 ・ 要介護（要支援）認定を受けている方は、転入先で、認定の引継ぎができます。窓口で受給資格証明書をお受け取りください。 ・ 住所地特例対象施設に入所される方は、住所地特例適用届を提出してください。	・ 要介護（要支援）認定を受けている方は、受給資格証明書を添えて要介護（要支援）認定申請を行ってください。 ※ 証明書がなくてもマイナンバーで手続きできます。詳しくは転入先で確認してください。
□ **児童手当** □ **児童扶養手当** （健康こども福祉課） ☎44－7114	・ 消滅届または住所変更届の提出が必要です。 ※ 国外へ転出するときは担当課へお問い合わせください。	・ 受給手続きを行ってください。マイナ保険証が必要です。 ※ 詳しくは転入先で確認してください。
□ **子ども医療** □ **ひとり親家庭等医療** （健康こども福祉課） ☎44－7114	・ 受給資格喪失届を提出し、受給資格（者）証をお返しください。 ※ 転出日から使用できなくなります。	・ 受給資格（者）証の交付手続きを行ってください。 ※ 詳しくは転入先で確認してください。
□ **母子健康手帳** **母子保健ガイド（検診等依頼票）** （健康こども福祉課） ☎44－7114	・ 母子健康手帳は、引き続き使用できます。 ・ 母子保健ガイド（健診等依頼票）は転出日から使用できなくなります。	・ 転入先の市町村窓口で母子保健ガイドを交換してください。 ※ 詳しくは転入先で確認してください。
□ **特別児童扶養手当** （社会福祉課） ☎44－7007	・ 担当課へお問い合わせください。	・ 受給手続きを行ってください。印鑑や認定通知書、住所変更届等が必要です。 ※ 詳しくは転入先で確認してください。
□ **保育園** □ **幼稚園** □ **こども園** （保育未来課） ☎44－7011	・ 在籍園で退園の手続きを行ってください。 ・ 支給認定証をお持ちの方はお返しください。 ・ 一時預かり等で施設等利用給付認定を受けている場合は、担当課で手続きが必要です。	・ 必要に応じて転入先で入園手続きを行ってください。 ※ 詳しくは転入先で確認してください。 ・ 一時預かり等で施設等利用給付認定を受ける必要がある場合は、転入先で速やかに手続きを行ってください。
□ **公立小・中・義務教育学校** （学校教育課） ☎44－7012	・ 学校で下記の書類をお受け取りください。 〇在学証明書 〇教科用図書給与証明書	・ 転入学手続きを行ってください。在学証明書や、教科用図書給与証明書等が必要です。 ※ 事前に転入先の学校・教育委員会事務局へ確認してください。

◎ 市役所での手続き以外にも、電気・ガス・電話・郵便等の手続きが必要な場合があります。各自ご確認ください。